

**第3次聖籠町男女共同参画計画の  
策定に関する答申書**

平成30年1月

聖籠町男女共同参画計画策定委員会



## 目 次

|   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | はじめに                                       | 1  |
| 2 | 次期計画の体系                                    | 2  |
| 3 | 次期計画の基本理念                                  | 3  |
| 4 | 次期計画の基本目標                                  | 5  |
|   | <基本目標Ⅰ> 町民への男女平等意識の浸透                      | 5  |
|   | <基本目標Ⅱ> 「人と人・男と女」の人権が尊重され、<br>平等に暮らせるまちづくり | 6  |
|   | <基本目標Ⅲ> 「人と人・男と女」が活躍できる環境づくり               | 7  |
|   | <基本目標Ⅳ> 計画の確実な推進のための体制の整備                  | 8  |
| 5 | 次期計画の期間                                    | 10 |
| 6 | 参考資料                                       | 10 |
|   | (1) 検討の経緯                                  | 10 |
|   | (2) 聖籠町男女共同参画計画策定委員会名簿                     | 11 |
|   | (3) 聖籠町男女共同参画計画策定委員会条例                     | 12 |

# 1 はじめに

我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、平成 11 年の男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）の制定にはじまり、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブアクションなど様々な取組が進められてきた。また、平成 27 年には、女性の採用・登用・能力開発等に向けた、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組みは新たな段階に入っている。

このような中、聖籠町においても、平成 18 年に聖籠町男女共同参画計画を策定し、現在は、平成 25 年に策定した聖籠町第 2 次男女共同参画計画（以下「現行計画」という。）のもと、男女共同参画社会の実現を目指してきた。

現行計画は、町民への男女共同参画の理念の浸透を、計画の一丁目一番地として掲げ、その取組を進めようとするものであったが、この 5 年間の進捗状況を見ると、十分に取組がなされたとはいえず、現行計画の成果の検証を行うことも難しかった。

いうまでもなく、男女共同参画社会実現への取組とは、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指している。

特に、当委員会においては、男女の固定的な役割分担意識によって、無意識のうちに男女別の選択肢が決められ、個人の能力発揮の可能性を狭めている、ジェンダー差別の解消こそが最も重要であると考えている。

こうした住民の意識に係る問題への対応は、住民との距離が最も近く、地域の実態に即して取り組むことのできる基礎自治体としての役割が不可欠である。

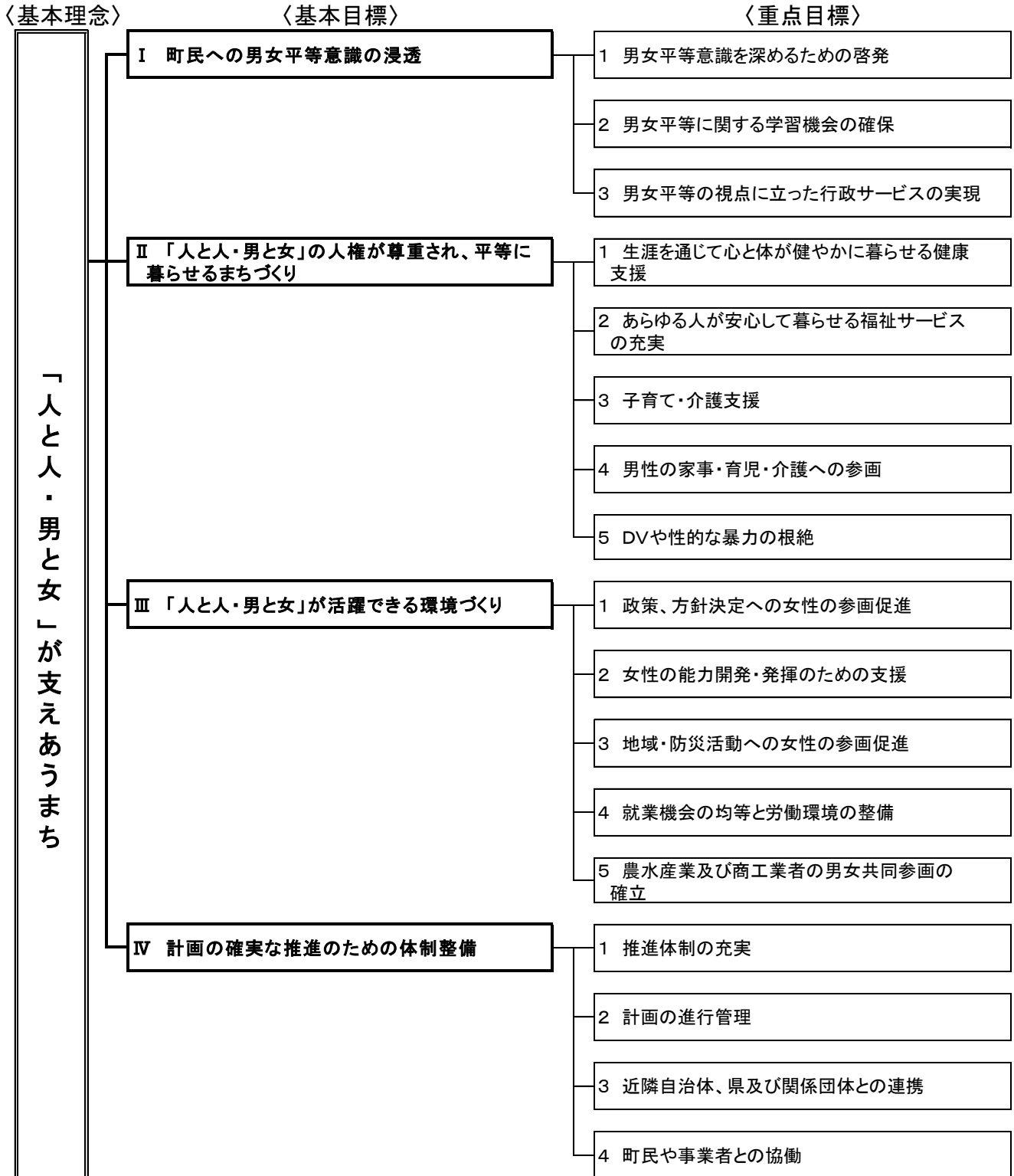
聖籠町におかれては、このことを改めて認識し、町として真摯に取り組みを進めてほしい。

次期計画が、町の実情を踏まえつつも効果的な内容で策定、かつ実践され、町の男女共同参画社会への実現に寄与することを期待する。

なお、女性活躍推進法第 6 条第 2 項において、市町村は、当該市町村区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることとされている。当該法律の趣旨を鑑み、次期計画と一体的に策定することが望ましいと考える。

平成 30 年 1 月  
聖籠町男女共同参画計画策定委員会

## 2 次期計画の体系



### 3 次期計画の基本理念

#### <基本理念>

#### 「人と人・男と女」が支えあうまち

男女共同参画は、男女平等の実現をその目的の一つとしている。身体的な特徴差以外の男女の差は、すべて社会が作り出したもの（以下「ジェンダー」という。）であり、このジェンダーに基づく差別により、無意識のうちに男女別の選択肢が決められ、個人の能力発揮の可能性が狭められていることに問題がある。

男女の役割分担の価値観については、個人の意思は尊重しなければならない。しかし社会として特定の価値観を押しつけてはならない。

そして、社会への参画を望んでいるにも関わらずその機会に恵まれない人へ配慮することが行政の責務である。

また、男女不平等・ジェンダー差別の弊害は、女性ばかりでなく、LGBT（※1）や障がい者などのその他の社会的少数者（※2）にも及ぶことを忘れてはならない。

このことから、男女共同参画の理念とは、突きつめれば、男女不平等・ジェンダー差別の解消により、一人ひとりが互いを対等な人間として認め合う社会の実現にあると当委員会考える。

現行計画の基本理念は、一人ひとりがその個性と能力を発揮できるより良い社会の形成を目指すこと、そして、男女二分論だけでなく、様々な立場にある人のニーズを考慮して『人と人・男と女』が支えあうまちとしていた。この考え方は、当委員会における男女共同参画に対する認識、取組の意義と合致しており、次期計画においても、この基本理念を継承すべきと考える。

なお、基本理念を上記のとおり設定するものの、次項で述べる各基本目標の達成に向け重点的に取り組むべき項目（以下「重点目標」という。）の一部において、特定の性別のみを冠したものを挙げている。これは、当該取組が他の性別や社会的少数者への対応を必要としない趣旨ではなく、取り組むべき課題が特定の性別により大きく集中していると考えられるため、あえて限定的に表記したものである。したがって、当該性別を対象とした取組は、積極的に進めるものとし、各重点目標の意義を踏まえ、必要に応じて、社会的少数者を含めた幅広い町民にも配慮した取組みを展開することが望ましい。

（※1）LGBT・・・Lesbian（レズビアン、女性の同性愛者）、Gay（ゲイ、男性の同性愛

者)、Bisexual (バイセクシャル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が身体の性と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人) の総称。

(※2) **社会的少数者**・・・当委員会では、障がい者、LGBT及び外国人など社会における数的少数者に加え、その人数の如何に寄らず、特定の性別が優位とされている社会環境下での他の一方の性別についても社会的少数者と捉える。

## 4 次期計画の基本目標

### <基本目標 I >

#### 町民への男女平等意識の浸透

現行計画では、町民への男女共同参画の理念の浸透を計画の一丁目一番地としてきたところだが、その実施状況は、約4割の実施に留まった。人員又は財政的な要因はあろうが、町として、取組に対する意識も欠如していると思わざるを得ない。

また、平成26年度に実施した町民意識調査においても、男女共同参画への町民の認知度は5割未満であり、町の取組に対する認知度は1割でしかなかった。

男女共同参画社会の実現には、社会の意識改革は何よりも重要であり、上記の状況からも、依然として課題が残る。よって次期計画においても意識啓発のための取組は不可欠である。

現行計画では、基本目標Iを「男女共同参画の理念の浸透」としていたが、当委員会において、男女共同参画と男女平等の考え方の違いが分かりづらいとの意見も出されたところであり、基本理念の考え方を踏まえ、「男女平等意識の浸透」に改めることが望ましいと考える。これにより、町民にとっても取組の意図がより伝わりやすいものになると思われる。

なお、ここでいう「男女平等意識」には、基本理念の考え方を踏まえて、女性ばかりでなく、LGBTや障がい者など社会的少数者への理解・配慮をも含むものである。

この基本目標の達成に向けた重点目標を次のとおり示す。

#### (重点目標1) 男女平等意識を深めるための啓発

事業の企画に当たっては、町民の年代や性別に合わせた手法及び内容により継続的に行うべきである。

#### (重点目標2) 男女平等に関する学習機会の確保

あらゆる世代において、男女平等を学ぶ場が提供されなければならない。特に、学校現場における子どもたちへの取組みは重要で、ジェンダーフリーな教育方針であるべきである。

#### (重点目標3) 男女平等の視点に立った行政サービスの実現

町民へ男女平等の意識が浸透するためには、町が提供するあらゆる行政サービスにおいても、男女平等の視点をもって行われなければならない。そのためには、町職員や学校教



職員の意識啓発も必要である。

また、町民に対する意識調査を定期的に行うことで、町の置かれた状況を知り、取組の成果や課題を図ることができるだけでなく、調査自体が町民への意識啓発にも資すると考える。

## ＜基本目標Ⅱ＞

「人と人・男と女」の人権が尊重され、

平等に暮らせるまちづくり

現行計画の基本目標Ⅱに係る事業の実施状況は、7割以上であり、比較的取組が進んでいるといえる。これは、当該事業の多くが、関連事業（※）であり、事業担当課が取り組みやすかった結果と考えられる。

一方、現行計画の基本目標Ⅱに関連する課題は、今日においても、社会的な課題であることから、次期計画でも継続して取り組むことが必要である。

特に、働きたい、又は社会参画したいという意思があるにも関わらず、家庭等の事情からそれが叶わない人にとっても、平等な暮らしが実現されるための取組が必要である。

この基本目標の達成に向けた重点目標を次のとおり示す。

### （重点目標１） 生涯を通じて心と体が健やかに暮らせる健康支援

現行計画から継続して取り組むことが望ましい。

### （重点目標２） あらゆる人が安心して暮らせる福祉サービスの充実

誰もが安心して生き生きと暮らせるためには、高齢者への支援をはじめ、貧困等による生活困窮者や障がい者、外国人への支援が必要である。

### （重点目標３） 子育て・介護支援

### （重点目標４） 男性の家事・育児・介護への参画

社会参画を望む女性にとって、出産・子育てに関する問題を切り離して考えることはできず、周囲の理解が特に重要である。このため、子育て・介護サービスの充実に努めるとともに、男性の家事等への参画促進に取り組むべきである。

### （重点目標５） DVや性的な暴力の根絶

ドメスティックバイオレンスやセクシャル・ハラスメントなどの肉体的・精神的な暴力の根絶に向け、現行計画から引き続き取組を進めるべきである。

(※) 関連事業・・・事業の主たる目的は、別の課題解決・対応にあるが、その目標、方法、結果又は成果が男女平等・男女共同参画の推進に関連すると読み取れる事業。これに対して、主目的事業（主たる目的が「男女平等・男女共同参画」の推進にあると読み取れるもの。）がある。

### <基本目標Ⅲ>

#### 「人と人・男と女」が活躍できる環境づくり

少子高齢化が進行する中で社会経済活動を活性化し、いきいきと安心して暮らせるためには、誰もが共にあらゆる分野に参画することのできる環境づくりが必要である。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画を通じて、その個性と能力を発揮することにもつながっていく。

現行計画においては、社会参画及び労働環境の整備については、基本目標を別立てしていたが、その取組には共通する部分も多いことから、基本目標を一元化し、一体的に取り組むことが適当と考える。

この基本目標の達成に向けた重点目標をとおり示す。

#### （重点目標１） 政策、方針決定への女性の参画促進

第４次聖籠町総合計画では、平成３２年までに、各種委員会への女性委員の登用率を３０％以上に引き上げることを目標に掲げているものの、現時点では、達成が困難な状況にある（※）。これは、委員の選任が充て職による場合があり、町の意向を反映できないことに理由がある。そのため、庁内に限らず関係団体にも幅広く周知・啓発していく必要がある。

#### （重点目標２） 女性の能力開発・発揮のための支援

女性のセカンドキャリアの支援等のためには、キャリアアップするための人材育成支援が必要である。

#### （重点目標３） 地域・防災活動への女性の参画促進

特に、防災に関する取組は、町民全体の安心・安全にかかわる重要課題であり、なかで

も女性の視点を生かした防災啓発・応急手当指導などは、大きな役割を果たす。

よって、役場及び集落内での防災訓練等において、女性の意見・視点を積極的に取り入れるとともに、女性消防団の確保に向けて検討を進めるべきである。

**（重点目標 4） 就業機会の均等と労働環境の整備**

男性中心型労働慣行の是正は、国を挙げ取り組んでおり、町においても取組がなされるべきである。男女共同参画の視点に立った職場環境の整備に向けて、ハッピー・パートナー企業の登録促進や、長時間労働の是正・年次有給休暇の取得促進について企業への働きかけが必要である。

**（重点目標 5） 農水産業及び商工業者の男女共同参画の確立**

現行計画から引き続き取り組むべきである。特に、聖籠町における主要な産業の一つである農業において、依然として男性優位な職業分野であることが委員から指摘されたところである。

（※）町の委員会等への女性の登用率・・・地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等：18.3%、同法第 180 条の 5 に基づく委員会等：20.0%（平成 29 年 4 月 1 日現在）

**<基本目標Ⅳ>**

**計画の確実な推進のための体制整備**

現行計画では、計画に記載した事業に十分に取り組んだとは言えず、進捗管理や取組の成果の検証もなされていないことは、町の推進体制に大きな課題があると考えます。予算や人員上の制約もあろうが、男女共同参画の視点に立って業務を遂行するという職員の意識改革も課題である。

当委員会は、町の推進体制の見直しこそが、現行計画の最も大きな課題であると考えます。よって、敢えて基本目標の一つとすることで、より確実かつ効果的に計画を推進できることを期待する。

この基本目標の達成に向けた重点目標を次のとおり示す。

**（重点目標 1） 推進体制の充実**

単に計画を策定するにとどまらず、計画の推進に当たっても全庁的な体制で推進される

仕組みが必要だと考える。また、その際には、女性職員の意見が適切に反映されなければならない。そのためには、まずは、女性職員が意見を出すことのできる組織風土が必要である。

併せて、職員の意識も重要な推進体制の一つである。男女共同参画に対する理解を深めるための研修の企画も必要である。

#### **（重点目標 2） 計画の進行管理**

策定された計画が、着実に推進されるためには、計画の実施状況を計画的にフォローアップすることが必要である。そのためには、計画に成果指標を掲げるとともに、当委員会による客観的な評価がなければならない。

また、その評価結果は、町民に広く公表されることが重要である。

#### **（重点目標 3） 近隣自治体、県及び関係団体との連携**

町単独での取組みに予算や財政上の制約があるとするならば、これまで以上に近隣団体との事業の共同実施や県又は関係団体の事業の活用などを検討すべきである。

#### **（重点目標 4） 町民や事業者との協働**

関係団体等との連携に加え、町民や事業者と協働することも非常に有効であるので、その検討を進めるべきである。

## 5 計画期間

2018年4月から2023年3月までの5年間とし、必要に応じて内容の見直しを行うものとする。

## 6 参考資料

### (1) 検討の経緯

当委員会では、次のとおり計4回の会議を設けた。各回における会議資料や議事録については、聖籠町ホームページに掲載されているので、参照されたい。

#### ○ 第1回 平成29年8月24日

(議題)

- ・ 男女共同参画についての概論説明
- ・ 町の取組の現状報告・意見交換

#### ○ 第2回 平成29年10月31日

(議題)

- ・ 町の推進体制見直しの検討状況の報告・意見交換
- ・ 現行計画の検証結果の報告・意見交換
- ・ 次期計画で取り組むべきテーマについて意見交換

#### ○ 第3回 平成29年12月19日

(議題)

- ・ 答申の骨子について意見交換

#### ○ 第4回 平成30年1月23日

(議題)

- ・ 答申書の決定

(2) 聖籠町男女共同参画計画策定委員会名簿（敬称略）

◎：委員長、○：副会長

| 選出区分                | 氏名     | 性別                                   | 機関名等                 |
|---------------------|--------|--------------------------------------|----------------------|
| 1号委員<br>学識<br>経験者   | ◎藤本 晃嗣 | 男                                    | 敬和学園大学人文学部国際文化学科 准教授 |
|                     | ○稲田 陽子 | 女                                    | 元・山倉小学校長             |
| 2号委員<br>関係機関<br>の職員 | 野島 一生  | 男                                    | 新発田公共職業安定所長          |
|                     | 高崎 美由貴 | 女                                    | 聖籠町教育委員会 委員          |
|                     | 鈴木 典子  | 女                                    | 聖籠町商工会女性部長           |
|                     | 宮下 吉勝  | 男                                    | 聖籠町農業委員会 委員          |
|                     | 五十嵐 正  | 男                                    | 聖籠町社会福祉協議会 理事        |
|                     | 手嶋 京子  | 女                                    | 聖籠町民生委員・児童委員協議会 委員   |
|                     | 中山 一彦  | 男                                    | 日本海エル・エヌ・ジー株式会社 総務課長 |
| 井上 和男               | 男      | 日本シイエムケイ株式会社<br>製造統括本部国内製造本部管理部管理一課長 |                      |
| 3号委員<br>一般町民        | 小見 奈美絵 | 女                                    | (子ども園保護者会役員)         |
|                     | 田中 厚   | 男                                    | (学校PTA役員)            |
|                     | 高橋 愛美  | 女                                    | (会社員)                |
|                     | 伊藤 千穂  | 女                                    | (集落役員)               |
|                     | 荻野 理   | 女                                    | (地域貢献活動団体役員)         |

### (3) 聖籠町男女共同参画計画策定委員会条例

平成 16 年 6 月 25 日

条例第 21 号

#### (設置)

第 1 条 聖籠町男女共同参画計画の策定にあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、聖籠町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、聖籠町における男女共同参画計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を町長に報告する。

#### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 一般町民
- (4) その他町長が必要と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。